

第9次妹背牛町 高齢者保健福祉計画

第8次妹背牛町 介護保険事業計画

概要版

令和3年3月

北海道 妹背牛町

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

我が国では、高齢化の進行が続いており、高齢化率は今後さらに上昇することが予測されます。また、核家族世帯や、単身又は夫婦のみの高齢者世帯の増加、地域における人間関係の希薄化など、高齢者や家族介護者を取り巻く環境は大きく変容してきています。

国においては、平成12（2000）年度に介護保険制度を創設し、要介護高齢者や認知症高齢者数の増加、介護保険サービスの利用の定着化など、社会情勢の変化に合わせて制度の見直しを繰り返してきました。

令和3（2021）年度に施行される「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築の支援のほか、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化など、所要の措置を講ずることとされています。

妹背牛町（以下「本町」という。）においては、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7（2025）年と、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22（2040）年の双方を念頭に置きながら、これまでの取組の成果や課題の分析等を行い、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、最期まで尊厳を持って自分らしい生活を送ることができる社会の実現を目指し、令和3（2021）年度を初年度とする「第9次妹背牛町高齢者保健福祉計画・第8次妹背牛町介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画期間

令和7年には「団塊の世代」が後期高齢者（75歳以上）となります。また、令和22年には「団塊ジュニア世代」が前期高齢者（65歳以上）となります。

日本において人口の多いこの世代が後期高齢者となる令和7年、令和22年を見据えて、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を深化・推進していくことが重要となります。

そこで、第8次介護保険事業計画の期間を令和3年度から令和5年度までの3年間と定め、高齢者福祉事業のなお一層の充実に取り組んでいきます。

計画期間及び地域包括ケアシステムの中長期的な推進イメージ

(年度)

平成27年～平成29年	平成30年～令和2年	令和3年～令和5年	令和6年～令和8年	令和9年～令和11年
第6次計画	第7次計画	第8次計画	第9次計画	第10次計画
団塊の世代が75歳以上となる令和7年を見据えた計画の推進		令和7年に加えて、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据えた計画の推進		

3 国の基本指針

第8次介護保険事業計画においては、第7次での目標や具体的な施策を踏まえ、2025年を目指した地域包括ケアシステムの整備、現役世代がさらに急減する2040年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えた位置づけとなることが求められます。

第8次介護保険事業計画において記載を充実する事項

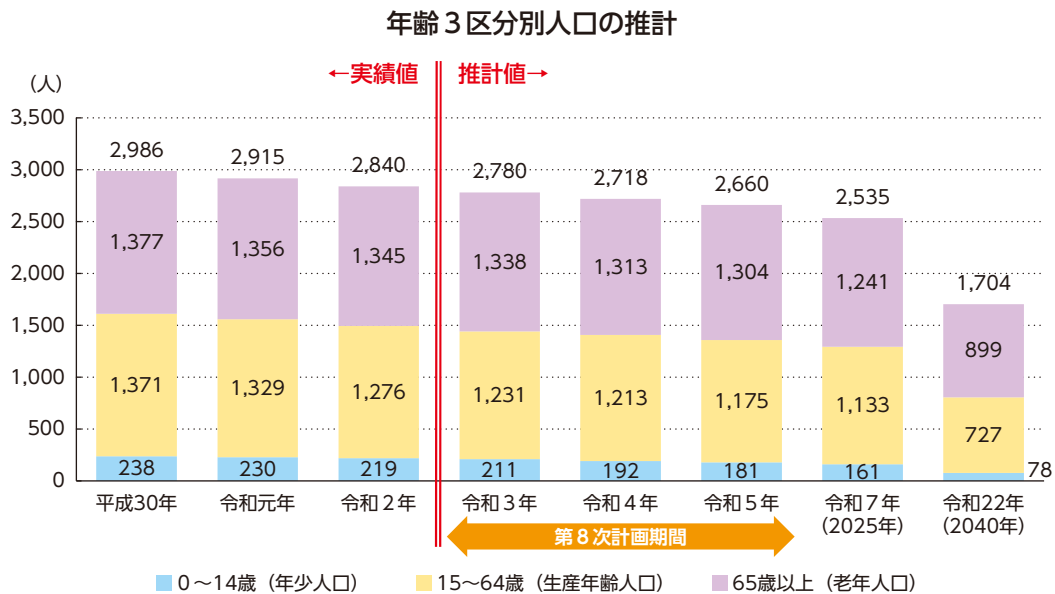
1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
○ 2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定
2 地域共生社会の実現
○ 地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載
3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
○ 一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクル沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載
○ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載
○ 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載
○ 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
○ 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載）
○ 在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点から踏まえて記載
○ 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載
○ PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載
4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
○ 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
○ 整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定
5 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
○ 認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載）
○ 教育等他の分野との連携に関する事項について記載
6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
○ 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
○ 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
○ 総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載
○ 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
○ 文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載
7 災害や感染症対策に係る体制整備
○ 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

出典：社会保障審議会（介護保険部会 第91回）資料より

第2章 高齢者の将来推計

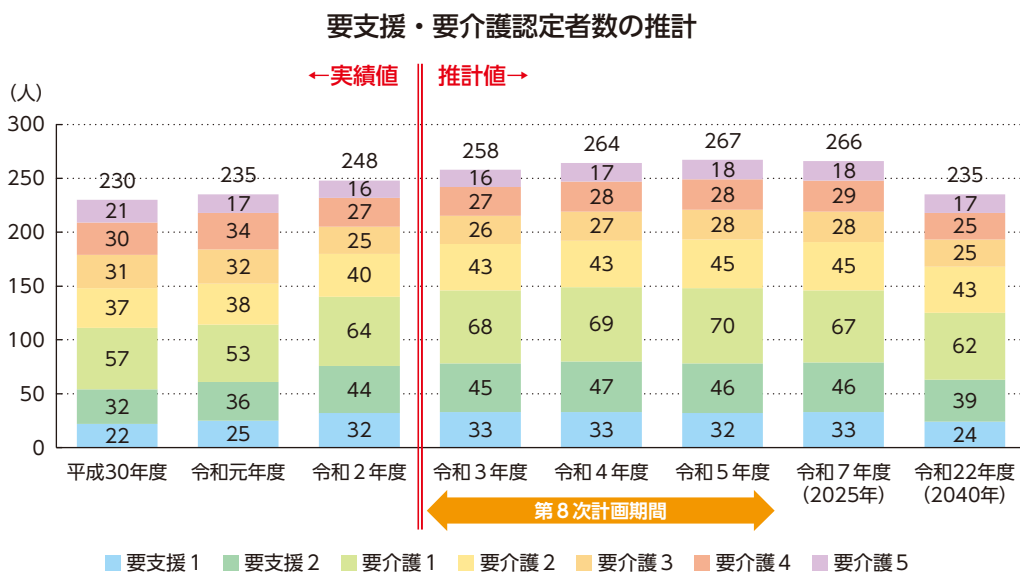
1 人口の将来推計

本町の総人口は令和3年以降も減少が続く見込みとなっており、本計画の最終年度である令和5年には2,660人、令和7年には2,535人、令和22年には1,704人と2千人を下回る推計となっています。



2 要介護認定者数等の将来推計

本町の要支援・要介護認定者数（第2号被保険者を含む）は増加傾向にあり、本計画の最終年度である令和5年度には267人となる見込みです。また、令和7年度以降は減少に転じ、令和22年度には235人となる推計となっています。



第3章 高齢者実態調査の結果

1 調査概要

本計画の策定に当たり、以下の2種類の調査を実施しました。

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況、リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的として実施しました。調査対象は本町にお住まいの、65歳以上の方1,158名(要介護認定を受けている方を除く)で、調査期間は令和2年7月21日～8月7日、回収率は68.5%です。

(2) 在宅介護実態調査

「要介護認定を受けている方の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の両立を支えるために、どのようなサービスが地域に必要であるか考えることを目的として実施しました。調査対象は要介護認定を受けて在宅で生活している方67名で、調査期間は令和2年7月21日～8月7日、回収率は65.7%です。

2 ニーズ調査結果から見える課題

世帯の状況や社会情勢に合わせた体制づくり

家族構成について、「1人暮らし」と「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」の割合の合計は64.6%と6割を超えています。今後、高齢化の進行に伴い、高齢者の単身世帯や、夫婦ともに高齢者の世帯はますます増えていくことが予測されます。一人暮らしの高齢者や、日中独居状態となる高齢者の身体状態の重度化も想定されることから、そうした方や世帯の状況の把握に努めるとともに、地域での見守り体制を充実していくことが重要であると考えられます。

一方、現在のコロナ禍においては、高齢者の安心につながるサービスをいかに維持・継続していくかが課題となっています。特に、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、訪問型のサービスや民生児童委員による聞き取り等のやり方については、改めて検討する必要もあると考えられます。

3 在宅介護実態調査結果から見える課題

介護者に対する支援の充実

介護を必要とする方に対するサービスの充実を図ることはもとより、介護者に対する支援に努めることも重要といえます。特に、働きながら介護を行っている方については、介護疲れにより、共倒れしてしまう可能性も考えられます。

主な介護者の方が不安を感じる介護等について、身体機能や認知機能の低下により引き起こされる介護への不安が多く回答されていることから、要介護度の重度化の防止や認知症の予防に向けた取組を推進する必要があります。また、就労している介護者のうち約3割の方が、働きながら介護を続けていくことに困難を感じており、労働時間の調整や、職場における休暇制度の充実、及びそれらの制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでいくことが重要です。

第4章 施策の推進

1 基本理念と目標

超高齢社会を迎え、本町においても少子高齢化が加速し、より一層人口の減少と高齢化率の上昇が予想される中で、本計画では、第9次妹背牛町総合振興計画にある「小さなまちから、広がるつながり、暮らしやすいまち」を目指します。

そのため、本計画の基本理念は前期計画から「みんなで支え合い笑顔かがやくまち もせうし」を継承し、行政だけではなく各種団体（民生児童委員協議会、社会福祉協議会、NPO等）、企業、町内会、地域住民、さらに高齢者一人ひとりを巻き込んだ中で、誰もが安心して暮らせる町、生きがいを持って社会参加ができる町づくりを引き続き目標とします。

施策の体系

基本理念 みんなで支え合い笑顔かがやくまち もせうし

基本方針1 支え合う地域づくり

(1) 高齢者福祉サービスの充実

1. 福祉除雪サービス（高齢者事業団・ボランティアセンター委託事業）
2. 配食サービス（町単独）
3. 外出支援サービス（移送サービス）（民間委託事業）
4. 生活支援短期宿泊事業
5. 緊急通報システム設置（町単独）
6. 生活支援ハウス利用（指定管理者運営）
7. 敬老会事業（町単独）
8. 老人福祉センターの活用
9. 救急リレーバトンの活用

(2) 地域福祉の推進とネットワーク構築

1. 地域支援ネットワークの推進
2. 社会福祉協議会との連携
3. 民生児童委員協議会との連携
4. NPO法人「わかち愛もせうし」との連携

(3) スポーツ・レクリエーション、文化活動

1. スポーツ・レクリエーション活動の促進
2. 文化活動の促進

(4) 雇用・就労機会の提供

1. 妹背牛町高齢者事業団の運営推進

基本方針2 安全・安心な環境づくり

(1) 住環境

1. 高齢者が住みやすい住宅づくり

(2) 高齢者の安全対策

1. 防犯・消費者啓発
2. 防災対策

基本方針3 介護予防の推進

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業
 - 1. 介護予防・生活支援サービス事業
 - 2. 一般介護予防事業
- (2) 包括支援事業
 - 1. 地域包括支援センターの運営
- (3) 任意事業
 - 1. 家族介護支援事業
 - 2. 成年後見制度利用支援事業
 - 3. 介護相談員派遣事業

基本方針4 認知症施策の推進

- (1) 認知症への理解を深めるための普及啓発と本人発信支援の推進
- (2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- (3) 認知症の方の介護者への支援

基本方針5 日常生活を支援する体制の整備

- (1) 生活支援サービス協議体の体制強化
- (2) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の育成
- (3) 介護支援ボランティア制度の導入

基本方針6 在宅医療と介護の連携

- (1) 地域包括ケアシステムの構築
- (2) 在宅医療の推進
- (3) 地域住民への在宅ケアを学ぶための普及・啓発

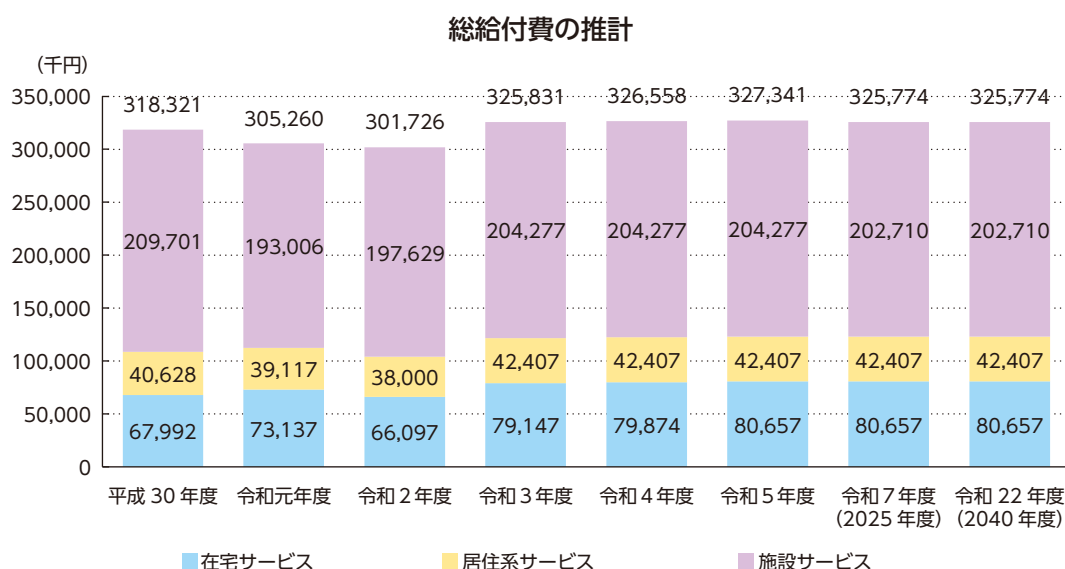
基本方針7 介護サービス環境の充実と人材育成

- (1) 介護サービスの充実
 - 1. 居宅サービス
 - 2. 地域密着型サービス
 - 3. 施設サービス
 - 4. 居宅介護支援・介護予防支援
- (2) 介護人材の確保及び業務の効率化のための取組の推進
 - 1. 人材確保のための有償ボランティア等
 - 2. 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など
 - 3. 介護現場革新の取組の周知
 - 4. 業務効率化に取り組むモデル施設の取組の周知
 - 5. 文書負担軽減
- (3) 感染症対策に係る体制整備

第5章 介護保険事業の概要

1 介護保険サービス給付費の推計

認定者数の推計結果や現在の介護サービスの利用状況をベースに、総給付費を推計すると以下のとおりで、令和3年度から令和5年度の計画期間中の総給付費は3.2億円台で推移する見込みです。



資料：地域包括ケア「見える化」システムによる推計（令和2年12月8日取得）

2 第1号被保険者介護保険料

第8次計画期間の介護保険料基準額は4,900円です（第7次は5,100円）。

令和3年度から令和5年度までの保険料収納必要額から第1号被保険者の介護保険料基準額は、次のように算出します。

介護保険料基準額の算定

項目		第8次
保険料収納必要額	①	216,237,066円
予定保険料収納率	②	99.6%
被保険者（所得段階別加入割合補正後）	③	3,692人
介護保険料（年額） ①÷②÷③	④	58,800円
介護保険料基準額（月額） ④÷12		4,900円

第9次妹背牛町高齢者保健福祉計画

第8次妹背牛町介護保険事業計画

令和3年3月

発行：北海道 妹背牛町 編集：妹背牛町 住民課保険グループ